

尿道狭窄用ステント メモカス044

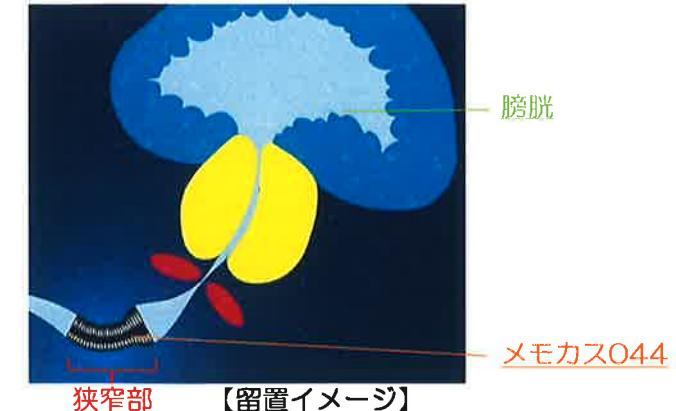


メモカス044について

本製品はニッケルチタン合金製の線材で、柔軟なコイル状の形状記憶型尿道ステントです。複数の狭窄部への対応を可能とするため、ステントサイズの種類を豊富に取り揃えております。

[標準型…30mm～70mm / 太型…30～50mm]

上記サイズの中から、患者様に合ったステントを選択します。また、本製品の原材料は非磁性の綿材のため、ステント留置中の方でもMRI検査を受ける事が可能となっております。



メモカス044は保険適用製品

本製品は「特定保険医療材料」として承認されております。そのため、保険不適用のものと比べ、患者様ご自身の経済的負担が少なく済みます。

尿道ステント留置術

尿道内の狭窄による尿閉や排尿障害の症状がある方に対し、狭くなった尿の通り道を広げるため、尿道内へステントを留置する事を目的とします。比較的短時間で行える上、ステント留置後の出血は少なく、身体への負担も比較的軽い（低侵襲性）保存療法です。

【留置の流れ】

本製品については基本的に、手術室、またはレントゲン室においてX線透視機器や、内視鏡等を併用しながらステント留置を進めていきます。

ステント留置の所要時間はおおよそ30～60分程度で、局所麻酔下で行う場合にあっては、ステント留置完了後にそのまま排尿シミュレーションを行う事も可能です。また、当留置術は低侵襲性保存療法である事から、手術を受けられたその日のうちに帰宅が可能となる場合もあります。**※ただし、主治医のご判断が必須となります**

メモカス044の適用症例とは？

- ・様々な起因により生じた尿道狭窄によって排尿が困難な方。
- ・金属ブジーや拡張用バルーンを用いて尿道の拡張を行っても、慢性的に再狭窄が生じてしまう方。
- ・尿道狭窄部を切開し尿道を広げても、切開した箇所に再度狭窄が生じてしまう方。

メモカス044留置後は自排尿が可能となるため、尿道カテーテル留置・管理時と比べ、尿路感染等のリスクが減少し患者様のQOL（生活の質）が向上します。

留置後の注意

- ・医師から渡された患者証明カードは必ず常備・携帯して下さい。
- ・息んだり、踏ん張るような過激な運動は控えて下さい。（重い物を持つ行為・自転車や乗馬など）
- ・本製品の留置期間は永久的な物ではありませんので、継続的な通院を行い医師の診断を受けて下さい。
- ・ステント留置期間中に、やむを得ず尿道カテーテル挿入などの処置を受ける際は必ず先生へご相談下さい。

備考： メモカス044を留置される方の中には稀に体質的に合わない場合ありますので、予め主治医へご相談下さい。

尿道ステント・メモカス 留置後の注意事項

メモカスを留置された方は、経過観察等を行う必要があるため必ず定期検診を受けて下さい。

[定期健診：留置日より起算し、1週間・1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・12ヶ月を経過する毎]

ステント留置後の注意

1. 踏ん張らなければいけないような動作(重い物を持つ・支える等)をしないで下さい。
2. 椅子等へ腰を下ろす際、勢い良く着席する行為は避けて下さい。(畳や床に座る際も同様)
3. 入浴の際、浴槽の縁に下腹部を強く押し付けるなどの行為は避けて下さい。
4. 自転車やバイク等への乗車はなるべく避け、やむを得ず利用する場合は着席時など十分注意して下さい。
5. 階段または段差のある所から勢いよく降りる行為は可能な限り行なわないで下さい。
6. 過激な運動や行動はなるべく避けて下さい。
7. 万が一、転んでしまったり尻もちをついてしまった場合は、念のため主治医へご相談下さい。
8. 強く力んでの排便は出来る限り避けて下さい。(便秘気味の方は、予めその旨を主治医へご相談下さい)
9. メモカスを留置すると、尿が出やすくなるため尿漏れ(失禁)する事がありますが徐々に改善します。但し、2週間経過しても失禁が続くようであれば必ず主治医へご相談下さい。
10. メモカスを留置した直後は、留置箇所付近に違和感が生じる場合がありますので、主治医から処方された薬は必ず服用して下さい。尚、痛みが2週間以上続く場合は主治医へご相談下さい。
11. [メモカス044を留置された方 限定] 会陰部に触れたり押したりする行為は避けて下さい。

ステント留置 1ヶ月後の注意

1. 自転車、バイク等には出来るだけ乗らないようにして下さい。乗らなければならぬ時は、十分な注意を払って乗るようにし、悪路や段差のある場所での乗車は避けて下さい。
2. 下腹部へ急激な加圧が掛かるような行為は避けて下さい。
3. 血尿や尿の濁り等が見られたり、尿の出具合が細く(弱く)なる等、以前より排尿の調子が悪くなつたと感じられた場合は主治医へご相談下さい。
4. 留置日より1ヶ月が経過しても失禁状態が続いたり、尿道や膀胱部に痛み等がある場合は、主治医へご相談下さい。
5. メモカスは永久的に留置出来るものではありません。留置日より6ヶ月経過し下記症状が出た場合は、メモカスの交換等をご考慮頂いた上、主治医へご相談下さい。

①尿の出具合がメモカス留置直後と比べ悪くなった場合

②血尿が出たり、尿に濁りが見られる場合

③過去に結石の治療を受けた方、または結石が出来やすいと言われた方

※排尿の状態に違和感(出づらい・血尿等)が生じた際は、必ず主治医へご相談下さい。

株式会社キースマック

〒101-0064

東京都千代田区神田猿楽町2-2-8

TEL : 03-3292-2506

FAX : 03-3292-2507